

電気標準約款〔低圧〕以外の供給条件

（電気料金の割引に係る特別措置）

2025年1月1日実施

料金その他の供給条件の内容

1 適用条件

この電気標準約款〔低圧〕以外の供給条件は、当社が定める電気標準約款〔低圧〕および電気供給実施要綱〔低圧〕（以下「標準約款〔低圧〕等」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2025年1月の検針日から2025年3月の検針日の前日までといたします。

3 燃料費調整単価

(1) 燃料費調整単価

2（適用期間）に定める適用期間において使用された電気に係る電力量料金に適用する燃料費調整単価は、電気標準約款〔低圧〕別表2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価から(2)に定める割引単価を差し引いた値といたします。

(2) 割引単価

割引単価は、以下のとおりといたします。

1キロワット時につき	2円00銭
------------	-------

4 その他

その他の事項については、標準約款〔低圧〕等に定めるところによるものといたします。